

税負担軽減

「しまぼう」
島の観光宣伝大使



「離島税制」で、お得に設備投資！

忽那諸島（野忽那島、睦月島、中島、怒和島、津和地島、二神島、釣島、安居島、興居島）で個人事業主又は法人が、地域の産業振興に資する設備（機械や建物等）を取得、建設等を行い、各要件を満たす場合、国税・県税・市税の優遇制度を活用することができます。

固定資産税の特別措置(市税)

忽那諸島地域内で、事業者が設備等を新設又は増設した場合、下記の要件を満たせば、**3年間固定資産税が免除**されます。

取得価額要件	法人	製造業 旅館業	事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
			取得価額 (合計額)	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	個人事業者	製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	資本金に関係なく取得価格（合計額）が500万円以上			
			資本金に関係なく取得価格（合計額）が500万円以上			

※詳細は、松山市資産税課ホームページをご覧ください。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/zeikin/kotei/kotei/ritoukazeimenjyo.html>

事業税・不動産取得税の特別措置(県税)

忽那諸島地域内で、**建物・設備を新設又は増設**した場合、下記の要件を満たせば、**一定期間、当該建物・設備に係る事業税が免除**されます。

事業税 要件	製造業・旅館業・ 情報サービス業等	事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
			取得価額 (合計額)	500万円以上	1,000万円以上
		取得価額 (合計額)	500万円以上		
		課税免除の期間	課税免除が最初に適用された年度以降3か年度		
	個人で行う 水産業等	労働日数	本人又は同居の親族の労働日数が事業の延労働日数の1/3を超え、1/2以下である場合		
		課税免除の期間	課税免除が最初に適用された年度以降5か年度		

不動産取得税

忽那諸島地域内で、**新設又は増設された建物及び土地の取得**（取得の日の翌日から起算して1年以内に建物建設の着手があった場合に限る。）をした方に対して、当該不動産の取得に対する**不動産取得税が課税免除**となります。

※制度の詳細は、愛媛県中予地方局課税課（TEL089-909-8754）へお問い合わせください。

所得税・法人税の軽減(国税)

忽那諸島地域内で、事業者が**対象設備の取得、建設等**を行った場合、取得価額等の要件を満たせば、**5年間、割増償却(減価償却の特例)**ができます。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		

※一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。

※国税の割増償却制度など、詳細はお近くの税務署までお問い合わせください。

(参照) 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html

■各税の優遇措置を受けるためには「確認書(※)」が必要です■

(※確認書…『離島の振興を促進するための松山市における産業の振興に関する計画』に適合する設備投資であることを証明する書類)

(1) 手続きの流れ

- ① 確認申請書等を作成し、松山市役所 まちづくり推進課に提出
- ② 計画に適合する場合、まちづくり推進課で確認書を発行
※以下の発行のポイントで適合するかどうか御確認ください。
- ③ 申告書類にまちづくり推進課が発行した「確認書」を添付して提出(税務申告時)



「確認書」発行の ポイント

基礎的事項(設備投資場所・時期・価格、資本金及び取得価格)

計画に記載する業種の事業を行っている

離島の産業の振興に寄与するものである(事業の継続や拡張、新規創出などやそれに伴う**雇用の維持・拡大**につながる)

※『離島の振興を促進するための松山市における産業の振興に関する計画』内の「7. 計画の目標」を御確認ください。

(2) 提出書類

- ① 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
- ② 設備の取得等をした場所・時期を確認できるもの(地図・写真、納品書など)
- ③ 業種及び資本金が確認できるもの(会社・法人の登記事項証明書などの写し)
- ④ 設備の取得価額が確認できる領収書等の写し

※詳細は、松山市まちづくり推進課ホームページをご覧ください。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/chiikishinko/ritotokuso.html>

各税お問い合わせ先

■各税によって、条件や申告期限、必要書類などが異なります。それぞれの条件を確認いただくとともに、詳細については各担当までお問い合わせください。

国税優遇措置

お近くの税務署へ
松山税務署
TEL:089-941-9121

県税優遇措置

愛媛県中予地方局
課税課へ
TEL:089-909-8754

市税優遇措置

松山市
資産税課へ
TEL:089-948-6323

確認書の発行について

松山市 まちづくり推進課 TEL:089-948-6816

